

【随意契約に関する情報】

平成30年2月分(公表:平成30年3月30日)

	工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	契約事務責任者の職名及び氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした契約事務細則の根拠規定及び理由(企画競争又は参加確認型公募を経た場合はその旨)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員数	備考
1	機構インターネット接続回線の利用	総括理事 庄司卓也	平成30年2月28日	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	本件については、現行の業者以外の業者と契約した場合、現在のグローバルIPアドレスを継続使用ができず、システムの設定変更が必要となり、安定稼働や費用の面でリスクが発生し、機構にとって不利な契約となることから、契約事務細則第28条第1項第3号イ「現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れにおいて、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関連する契約が追加的に必要となった場合であつて、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき。」に準ずるものとして、契約事務細則第28条第1項第3号ロ「前号に定めるもの以外で、理事長が特に認めるとき。」に該当するため。	—	2,480,760	—	0	